

議案第 4 号

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 5 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

令和 6 年人事院勧告を踏まえて再任用職員へ住居手当が支給されることに伴い、一般職職員給与条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外） 第29条 第12条_____、第23条の2の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。	（定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外） 第29条 第12条、 <u>第13条の3</u> 、第23条の2の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。